

## こだわり滋賀ネットワーク 公式SNS担当設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、こだわり滋賀ネットワークにおける、ブログ、Instagram、またはFacebookの作成と管理をそれぞれ担当する者（以下、「公式SNS担当」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

### (委嘱等)

第2条 公式SNS担当は、こだわり滋賀ネットワークの設置目的を達成するために必要な知識および経験を有する会員の中からそれぞれ会長が委嘱する。

- 2 公式SNS担当の任用期間はそれぞれ1年以内とするが、同一人による期間延長は妨げないものとする。
- 3 公式SNS担当は、その兼任を妨げないものとする。
- 4 会長は公式SNS担当が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することができる。
  - (1) 公式SNS担当としての職務が不良であると認めるとき
  - (2) その他会長が公式SNS担当として適当でないと認めるとき

### (職務)

第3条 公式SNS担当は、次の業務を行う。

- (1) こだわり滋賀ネットワークのブログ、Instagram またはFacebook の運営および管理
- (2) その他事務局から依頼された業務

### (謝礼等)

第4条 謝礼額は、予算の範囲内において、以下の算式で計算される金額を支給するものとする。

$$1 \text{ 時間あたり 金 } 1,100 \text{ 円} \times \text{勤務時間数}$$

- 2 公式SNS担当は一か月分の活動報告を翌月の5日までに事務局へ提出するものとする。
- 3 謝礼の支給日は、原則翌月の10日までとする。  
なお、公式SNS担当と事務局間で双方の合意の元、支給日を変更する場合はその限りではない。

### (旅費)

第5条 公式SNS担当には、企画、立案に係る調整や事業実施のための出張等に必要な経費について実費により支給する。

### (秘密を守る義務)

第6条 公式SNS担当は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。公式SNS担当を退いた後も同様とする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成20年5月14日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年5月12日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

付則

この要綱は、令和7年4月8日から施行する。